平成十二年から平成二十年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十年」を「平成二十一年」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直**人
文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月二十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第三十七号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第一号中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百七十円」を「二万八千四百七十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第六条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

文部科学大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月二十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第三十八号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年九月三十日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　菅　**直**人
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣　直嶋　正行
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月二十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第三十九号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第一号中「十万四千九百六十円」を「十万四千七百三十円」に改め、同項第二号中「五万六千九百三十円」を「五万六千七百九十円」に改め、同項第三号中「五万二千四百八十円」を「五万二千三百七十円」に改め、同項第四号中「二万八千四百七十円」を「二万八千四百七十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付について適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫